

徳島県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
294	北河内奥河内	海部郡美波町北河内字本村四八番地先から 同 西河内字大久保 九三番一地先まで	三八・〇	令和五年九月一日